

国版・(仮称) 森林環境税について

1 国の動き (経過)

H29 年 12 月 14 日「平成 30 年度税制改正大綱 (自民党、公明党)」で示される。

- ・ 個人住民税に年額 1,000 円を上乗せして徴収 (約 600 億円)
- ・ 条件不利地域の森林を市町村が主体となった整備・管理する取組を推進
- ・ 施行期日

平成 31 年 4 月 森林環境譲与税施行 (35 年度までは借入金で対応)

平成 36 年 4 月 森林環境税施行 (復興特別税終了後)

- ・ 森林環境譲与税として市町村に 9 割、都道府県に 1 割譲与される

森林環境譲与税 譲与額試算

単位: 億円/年

期間(年度)	H31~H33	H34~H36	H37~H40	H41~H44	H45~
愛知県分	1.16	1.74	1.74	1.74	1.74
豊田市分	0.62	0.93	1.32	1.71	2.09

2 使途 (未確定)

(1) 市町村

- ① **間伐、森林整備の前提となる事前調査**
- ② **人材育成・担い手確保**
- ③ **木材利用拡大・普及啓発**
- ④ 天然林等の整備
- ⑤ 事業者支援

※太字は税制大綱にも明記
豊田市の取り組んできた団地
化や間伐等にあたる。
森林学校やウッディーラー等
の取組も使途の範囲になる見
込み。

(2) 都道府県

- ① 市町村と民間技術者や民間法人とのマッチング等
- ② 事業発注を適切に行うために必要な措置
- ③ 民間技術者活用が困難な場合には、都道府県による受託・代行

※条件不利地の人工林における間伐代行や寄附の受入れによる公的な管理など
森林法の改正も検討

3 あいち森と緑づくり事業の動向

○「あいち森と緑づくり税」平成 21 年度から 10 年計画の最終年を迎える。継続の是非も含めて平成 31 年度以降のあり方が検討されている。

○国森林環境税と府県森林環境税との充てるべき事業は、論理的に区別することが重要との指摘がある。

4 森林環境税導入以降の豊田市の森林整備のイメージ

市年間 1200ha の財源イメージ

○市間伐計画では、年間 1,200ha のうち 500ha を「あいち森と緑づくり事業」の人工林整備事業での実施を計画。

○国譲与税は、市単独（一般財源）間伐へ充当し、森林の公益的機能回復のための間伐は、国税と県税の特財で手当とする。

《現状》

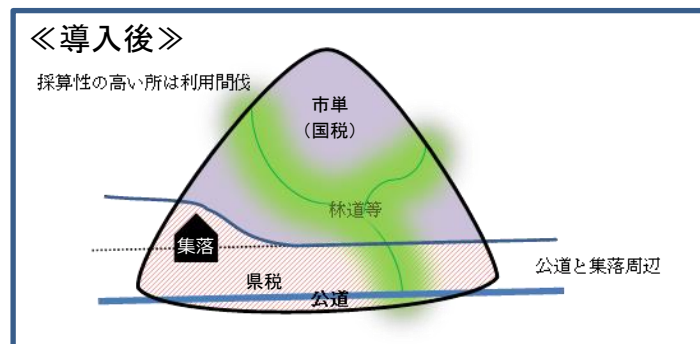
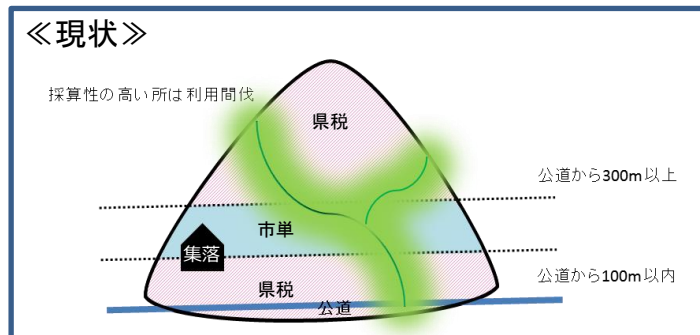
利用		間伐事業（森林課） 切置き		
国費 上乗せ	市単	県税		県事業

《導入後》

利用		間伐事業（森林課） 切置き		
国費 上乗せ 200ha	市単 （国譲与税） 400ha	県税 500ha	県事業 100ha	

事業の棲み分けのイメージ

○県税は、公共道路沿いや急傾斜地など防災的な設計施工が必要なエリア、国税は、一般的な森林管理で施業できるエリアでの棲み分けを提案し継続の要望を行っていく。



○市単独事業と県税事業が豊田市の森林整備の両輪であり、既存の県税事業と今回の森林環境税の導入で相乗効果を期待している。